

「地方が創る道路事業制度の検討会」検討結果

当面、重点的に検討をすべき項目

- ・類似した提出書類・申請書類等の様式の統一化、ヒアリング等の簡素化
- ・補助国道・地方道事業における予算要望枠の一体化
- ・小規模改良事業の交付決定単位の統合
- ・地方道路整備臨時交付金の地方費部分に対する起債措置の拡大（地方特定の適用）
- ・地方道路整備臨時交付金の国費率引き上げ
- ・地方道路整備臨時交付金に全体設計制度を導入（複数年度に跨る事業の審査を初年度のみとし、審査した案件については、次年度以降優先的に配分。）
- ・地方道路整備臨時交付金に調査費を導入、又は測量及び試験費の適用範囲を拡大
- ・地方道路整備臨時交付金の国費率の年度間自由度を向上
- ・踏切対策における支援制度の拡充
- ・LRTの導入促進に向けた支援制度の拡充
- ・景観・環境に要する費用についての包括的な支援制度の拡充
- ・駅と駅前広場等を一体的に整備する事業制度の創設
- ・例外規定の運用による既都市計画決定幅員での街路整備の推進
- ・事業効果の早期発現のための事業認可の区域設定

- ・採択基準の下限値（１億円）の撤廃（交通安全事業）
- ・地域の発想（ソフト施策）を活かすため、NPO等に対する補助制度の創設

継続的に検討をすべき項目

- ・中山間地における新たな事業評価指標の設定
- ・道路施設の維持管理に関する補助制度の創設
- ・事業化前後における調査に関する補助制度の創設
- ・事業のパッケージ化・統合補助制度の創設
- ・道路・農道事業の一元的な実施を可能とする事業制度の創設